

## 告 示

### 埼玉県告示第六百七十九号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号）第十九条第一項の規定に基づき、市民管理協定の認定をしたので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 認定市民管理協定の名称
- 二 市民緑地市民管理協定（第二号）
- 二 認定市民管理協定の目的となる緑地の区域  
埼玉県北本市大字北本宿字西後百九十六番三
- 三 認定市民管理協定区域内の緑地の管理の方法
- イ 協定区域内における森林の整備又は景観の整備をするために必要な樹木の枝打ち、下草刈り、間伐、保育、病害虫の防除その他当該緑地を良好な状態に保つために必要な行為
- ロ 協定区域内における緑地保全のための研修
- ハ 協定区域内における自然観察や環境教育
- 四 認定市民管理協定の有効期間  
平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで
- 五 認定市民管理協定の認定年月日  
平成二十七年五月二十七日